

中小企業販路開拓総合支援事業「販売力向上ステージ」実施要領

公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）は、中小企業販路開拓総合支援事業実施要綱第4条に基づき行う販売力向上ステージにおける「販売力向上支援」、及び「販路拡大デジタル推進支援」（以下「本事業」という。）に関する必要な事項について、本要領で規定するものとする。

（本事業の目的）

第1条 中小企業者が抱える販売力に関する種々の課題（営業手法、製品改良等）に対し、外部専門家を活用した以下の支援を実施することで、中小企業者の販路開拓及び販路拡大に必要な販売力を向上させることを目的とする。

- ①販売力向上支援
- ②販路拡大デジタル推進支援

（定義）

第2条 この要領において「中小企業者」とは、県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。

（支援対象）

第3条 県内で製品、技術、サービスを生産・製造・開発・企画（構成される部品・原材料が県外の生産・製造物であっても、対象事業者が最終的に完成、又は設計・企画して販売する場合も含む。）している中小企業者で、以下の各要件に該当するもの。

- ①販売力向上支援については、販売力向上を目的とする助言を希望し、かつ、当年度及び過去2カ年度内に「中小企業販路開拓総合支援事業」の支援を受けたことがあること。ただし、次年度の「引合せ支援」の支援候補先として有力と認められるものについてはこの限りではない。
- ②販路拡大デジタル推進支援については、過去に「中小企業販路開拓総合支援事業」の支援を受けたことがあること、又は販売力向上を目的とする研修に意欲的に参加できると見込まれること。

（支援の内容）

第4条 外部専門家を活用し、以下の支援を実施する。

- ①販売力向上支援では、外部専門家を派遣し（情報通信技術「ICT」を活用した助言活動も含む）、以下の助言を実施する。
 - (1) コミュニケーションやビジネスマナーなどの人材育成に関する助言
 - (2) 商談における留意点やプレゼン方法などの営業手法に関する助言
 - (3) 展示会での効果的な展示手法などの展示会出展に関する助言（現地支援を含む）
 - (4) 製品改良や原価低減など製品の競争優位性向上に関する助言
 - (5) マーケティング戦略策定に関する助言

(6) 市場投入支援調査結果を有効活用するための助言

(7) その他販売力向上に関する助言

③販路拡大デジタル推進支援では、事業者が自らデジタルを活用して、自社が抱える販路拡大に関する課題を解決するために、外部専門家を講師に迎えて実践的な助言・指導を実施する。

(要請書の提出)

第5条 販売力向上支援による専門家の助言を要請しようとする中小企業者は、「販売力向上助言要請書」(様式1)及び直近2期分の決算書(個人の場合は青色申告書の写し)を、提出するものとする。

2 機構は、支援要請の内容に合致する専門家を原則として登録専門家の中から紹介するものとする。

(専門家の助言決定)

第6条 前条第1項の規定による要請を受けたときは、当該要請をした中小企業者(以下「申請者」という。)に対して現地調査及びヒアリングを実施することで当該申請者の概況及び課題、支援を受けようとする内容等を聴取し、機構理事長の審査を経て、専門家の助言を決定するものとする。

2 前項の規定に基づき、販売力向上支援による助言を決定したときは、当該助言の申請者に対して「販売力向上助言決定通知書」(様式2)により通知するとともに、助言を決定した専門家に「販売力向上助言における支援依頼書」(様式3)により通知する。なお、助言をしないことを決定したときは、その理由を付して当該申請者に通知するものとする。

(助言に適さない中小企業者及び専門家)

第7条 申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、前条第1項の規定による決定をすることができない。

①診断及び助言の成果について公表することに同意できない場合。ただし、公表することによって経営上の損失が生じることが予想される場合を除く。

②助言の要請が単に専門家による資料等の作成代行(ホームページ作成を含む。)と認められる場合

③ その他機構が支援の対象として相応しくないと認めた場合

2 次の各号のいずれかに該当する者は、助言を行う専門家とすることができない。

①支援対象企業の役員又は社員の身分を有する者

②助言の要請をした支援対象企業における役員等の4親等以内の親族である者

③助言の要請をした支援対象企業の発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価格の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者

④支援対象企業が、発行済み株式の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者

⑤支援対象企業との間で、継続して診断・助言を受ける契約(顧問契約等)を締結して

いる者

(支援計画表)

第8条 機構は、第6条第1項の規定により助言の決定を受けた中小企業者（以下「支援企業」という。）と調整のうえ、販売力向上支援においては「販売力向上助言支援計画表」（様式4）を作成し計画的な助言を行うものとする。

(回数及び時間)

第9条 一つの支援企業に対して助言を実施することができる回数は、原則として5回を超えることができない。また、展示会等の現地での支援については1回限りとする。ただし、ステージアッププロジェクト認定企業については、展示会等の現地での支援を2回まで可能とする。

- 2 機構がその必要性を認めるときは、一つの支援企業は複数の専門家の診断・助言を受けることができる。その場合は、支援回数10回を上限とする。
- 3 専門家の助言における1回当たりの時間は、原則として3時間程度とする。この場合において、専門家の相談対応場所までの往復の移動時間は含まないものとする。

(助言の中止)

第10条 支援企業が当該助言の中止を申請しようとするときは、あらかじめ販売力向上支援においては「販売力向上助言中止申請書」（様式5）を、機構に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認をするに当たっては、支援企業及び専門家の意見を聴取し、機構理事長の審査を経るものとし、承認を決定したときは、支援企業及び専門家に対して販売力向上支援においては「販売力向上助言中止決定通知書」（様式6・7）を送付するものとする。
- 3 第1項の場合のほか、機構は、支援企業において天災その他やむを得ない特別の事情があり助言の継続が困難と認めるとき、当該助言を中止することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 機構は、専門家及び支援企業からの提出書類に虚偽の記載があると認めたときは、当該助言を中止し、虚偽が認められる助言に係る専門家への謝金等の支払いを行わないものとする。

(専門家の変更)

第11条 支援企業は、専門家の診断及び助言の内容が希望した診断及び助言の内容と合わないと判断したときは、機構と協議の上、専門家の変更をすることができる。ただし、専門家の変更は1回限りとする。

(報告書の提出)

第12条 専門家は、助言日から起算して10日以内に販売力向上支援においては「販売力向上助言実施状況報告書」（様式8-1）を作成し、機構に提出しなければならない。

また、助言の最終回を行った日の翌日から起算して10日以内に販売力向上支援におい

ては「販売力向上助言実施状況報告書（最終回）」（様式 8-2）を作成し、機構に提出しなければならない。

- 2 支援企業は、助言の最終回を行った日の翌日から起算して 10 日以内に販売力向上支援においては「販売力向上助言を受けた内容及び今後の対応等に関する報告書（最終回）」（様式 9）を作成し、機構に提出しなければならない。

（専門家の義務）

第 13 条 専門家は、職務上知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。専門家としての登録期間が経過した後も同様とする。

- 2 専門家は、この要領の規定に基づき診断及び助言を行った支援企業に対して、派遣の終了後、当該診断及び助言と同一の内容の診断及び助言を行った場合においては対価を求めてはならない。
- 3 専門家は、機構の求めに応じ、診断及び助言の進捗等について報告するものとする。
- 4 専門家は、本事業の実施に当たって、他の者への再委託等を行ってはならない。

（専門家への謝金等）

第 14 条 機構は、専門家及び支援企業から第 12 条の規定による報告書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めたときは報告書の受領から 60 日以内に専門家に対して謝金及び旅費を支払うものとする。

- 2 謝金の額は、第 6 条第 1 項の規定により決定された回数（第 10 条の規定に基づき助言が中止された場合にあつては、実施済みの支援回数）について、その助言 1 回につき 36,000 円とする。
- 3 旅費の額は、機構職員の旅費規定に準じて支給する。ただし、1 回あたり 40,000 円を限度額とする。また、旅費で不利益が生じた場合、在勤地を専門家の自宅又は勤務地として支給することができるものとする。

（支援企業の負担）

第 15 条 支援企業は、派遣専門家に係る謝金の額の 3 分の 1 に相当する額（1 円未満の端数は切り上げる。）を負担しなければならない。ただし、支援企業が中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者である場合については、第 9 条第 1 項に規定する派遣回数のうち 3 回目までの負担を軽減することとする。また、販売力向上支援について、ステージアッププロジェクト認定企業である場合については、同派遣回数のうち 5 回目までの負担を軽減することとする。

- 2 支援企業は、前項の規定に基づく負担金について、機構からの請求に基づき、機構が指定する期日及び金融機関に、その全額を一括して前納しなければならない。ただし、一括して前納できないことについてやむを得ない理由があると機構が認めるときは、分割して納入することができる。

（負担金の返納）

第 16 条 機構は、第 10 条の規定に基づき第 6 条第 1 項の規定により決定された派遣回数

が当該派遣回数より減じられた場合には、既に納入されている負担金について、当該減少した回数に係る派遣専門家への謝金の額に相当する額を支援企業に返戻するものとする。

(販路拡大デジタル推進支援)

第 17 条 販路拡大デジタル推進支援は、集合研修で少人数実践型とし、中小企業者自らがデジタルを活用して、自社が抱える販売力向上に関する課題解決に役立てる内容とする。

2 集合研修の講師は、機構での専門家派遣に関連する事業での派遣実績を有する外部専門家から選定し、依頼するものとする。

3 講師に支払う謝金の額は、宮城県公務研修所講師手当支給基準表を適用し決定する。また、旅費の額は、機構職員の旅費規定に準じて支給する。

4 集合研修を受けようとする中小企業者は、期日までにセミナー参加申込書を提出し機構にて受理された者とする。

(免責)

第 18 条 機構は、本事業の実施に関して専門家又は支援企業に天災や事故による損害が生じた場合においても、その責は負わないものとする。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(廃止)

中小企業販路開拓総合支援事業「営業力向上支援」実施要領(令和 3 年 4 月 1 日施行)は廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。